LP ガスの商慣行の適正化に向けた取組宣言

東洋興産株式会社は、2024年4月に公布された液化石油ガス法の改正を受け、取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を以下のように策定し、LPガスが引き続き顧客から選ばれるエネルギーになるように取り組んで参ります。

1. 法令の遵守を徹底します

<過大な営業行為の制限>

- ・正常な商慣習を超えた設備貸与等の営業行為を行いません。
- ・消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、LP ガス事業者の切り替えを過剰に制限するような条件付きの契約締結は行いません。

<三部料金制の徹底>

- ・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底し、LP ガス料金の透明化を図ります。
- ・賃貸住宅向け料金については、設備料金の徴収を行いません。

<LP ガス料金等の情報提供>

・賃貸住宅等の入居希望者には不動産管理会社様、不動産仲介業者様を通じて、LP ガス料金の事前提示が出来るよう努めます。

2.組織体制を整備します

・液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の 理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の順守を周知していきます。

3.地域社会への貢献を強化します

・LP ガス販売を通じてより豊かな生活を提供します。また、災害時対応にも優れた LP ガスの強みを活かし、地域社会の貢献に努めます。